

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和5年11月30日(2023.11.30)

【国際公開番号】WO2023/127956

【出願番号】特願2023-552595(P2023-552595)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/129(2021.01)

H 0 1 M 50/105(2021.01)

H 0 1 M 50/119(2021.01)

H 0 1 M 50/131(2021.01)

H 0 1 M 50/121(2021.01)

H 0 1 M 50/15(2021.01)

H 0 1 M 50/169(2021.01)

H 0 1 M 50/103(2021.01)

H 0 1 M 50/14(2021.01)

H 0 1 G 11/78(2013.01)

H 0 1 G 11/84(2013.01)

10

【 F I 】

H 0 1 M 50/129

H 0 1 M 50/105

H 0 1 M 50/119

H 0 1 M 50/131

H 0 1 M 50/121

H 0 1 M 50/15

H 0 1 M 50/169

H 0 1 M 50/103

H 0 1 M 50/14

H 0 1 G 11/78

H 0 1 G 11/84

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月30日(2023.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外側から順に、少なくとも、耐衝撃層、樹脂フィルム層、バリア層、及び熱融着性樹脂層を備える積層体から構成されており、

前記耐衝撃層は、紙、又は秤量が $1000\text{ g/m}^2$ 以上の不織布により形成されている、蓄電デバイス用外装材。

40

【請求項2】

前記紙は、液体紙容器用原紙である、請求項1に記載の蓄電デバイス用外装材。

【請求項3】

外側から順に、少なくとも、耐衝撃層、樹脂フィルム層、バリア層、及び熱融着性樹脂層を備える積層体から構成されており、

前記耐衝撃層の坪量が、 $1000\text{ g/m}^2$ 以上である、蓄電デバイス用外装材。

50

## 【請求項 4】

前記耐衝撃層は、繊維質基材層である、請求項 3 に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 5】

前記耐衝撃層は、紙及び不織布の少なくとも一方により形成されている、請求項 3 または 4 に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 6】

前記耐衝撃層の坪量が、 $100\text{ g/m}^2$ 以上である、請求項 1 または 2 に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 7】

前記耐衝撃層は、前記積層体の最外層を構成している、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材。 10

## 【請求項 8】

前記耐衝撃層と前記樹脂フィルム層との間に接着剤層をさらに備える、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 9】

前記樹脂フィルム層と前記バリア層との間に接着剤層をさらに備える、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 10】

前記バリア層と前記熱融着性樹脂層との間に接着層をさらに備える、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材。 20

## 【請求項 11】

前記バリア層は、アルミニウム合金箔により構成されている、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材。

## 【請求項 12】

外側から順に、少なくとも、耐衝撃層、樹脂フィルム層、バリア層、及び熱融着性樹脂層を備える積層体を得る工程を備え、  
前記耐衝撃層は、紙、又は坪量が  $100\text{ g/m}^2$  以上の不織布により形成されている、蓄電デバイス用外装材の製造方法。

## 【請求項 13】

外側から順に、少なくとも、耐衝撃層、樹脂フィルム層、バリア層、及び熱融着性樹脂層を備える積層体を得る工程を備え、  
前記耐衝撃層の坪量が、 $100\text{ g/m}^2$  以上である、蓄電デバイス用外装材の製造方法。 30

## 【請求項 14】

少なくとも正極、負極、及び電解質を備えた蓄電デバイス素子が、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材により形成された包装体中に収容されている、蓄電デバイス。

## 【請求項 15】

前記包装体は、ケーブルトップ型またはブリック型の形状である、請求項 14 に記載の蓄電デバイス。

## 【請求項 16】

筒状に形成された請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材と、2 枚の蓋材とによって形成された空間に、前記蓄電デバイス素子が収容されており、  
前記蓋材の周縁部に前記蓄電デバイス用外装材の熱融着性樹脂層が熱融着することで、前記蓄電デバイス素子が封止されている、請求項 14 に記載の蓄電デバイス。 40

## 【請求項 17】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の蓄電デバイス用外装材が 1 枚のみ使用されている、請求項 14 に記載の蓄電デバイス。